

# 社団法人熊本県産業廃棄物協会定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、社団法人熊本県産業廃棄物協会という。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を熊本市上南部2丁目1番113号に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、会長が別に定めるところにより、支部を置くことができる。

### (目 的)

第3条 この法人は、産業廃棄物の適正な処理、再生利用等を積極的に推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 産業廃棄物の適正な処理に関する調査研究事業
- (2) 産業廃棄物の再生利用等に関する研究事業
- (3) 産業廃棄物の処理、再生利用等に関する相談指導事業
- (4) 産業廃棄物に関する知識の啓発普及事業
- (5) 産業廃棄物の適正な処理、再生利用等に関する情報の収集及び印刷物の発行事業
- (6) 産業廃棄物に関する環境保全対策事業
- (7) 熊本環境保全推進基金事業
- (8) 受注斡旋業務
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (種 別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「法律」という。）に基づき、熊本県知事又は熊本市長の許可を受けて、産業廃棄物処理業を行う者及び

産業廃棄物を排出する事業者又はこれらの者の組織する団体で、この法人の目的に賛同して入会した者。

- (2) 賛助会員 産業廃棄物の処理施設の製造又は販売業者、環境調査機関、地質調査機関（気象調査機関等を含む）及び環境コンサルタント等であって、この法人の目的に賛同して入会した者。

#### （入 会）

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

#### （入会金及び会費）

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### （退 会）

第8条 会員は退会しようとするときは、その旨を文章をもって会長に届け出なければならない。

2 会員が次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 会員が第5条の資格を欠くこととなったとき。
- (2) 会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 会員が会費の納入を怠り、本会からの催告後30日を経過して、なお、その義務を履行しないとき。

ただし、催告は当該年度終了後6箇月を経過した後に行う。

#### （除 名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において出席正会員（委任出席を含む）の4分の3以上の同意により、これを除名することが出来る。

(1) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨あらかじめ通知するとともに除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

#### （会費等の不返還）

第10条 会員が既に納入した会費、入会金その他の拠出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

#### （役 員）

第11条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人以上4人以内
- (3) 専務理事 1人
- (4) 常務理事 1人
- (5) 理事 15人以上23人以内(会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む。)
- (6) 監事 2人

#### (役員を選任)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

#### (役員職務)

第13条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長が理事会の議決を経てあらかじめ定める順序によりその職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐するとともに、理事会の議決に基づく日常の業務を統括する。
- 4 常務理事は、理事会の議決に基づき、本協会の業務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 6 監事は、民法第59条の職務を行う。

#### (役員任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。  
但し、選任の時点で、70歳未満であることとする。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (役員解任)

第15条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において出席正会員(委任出席を含む)の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

- 2 第9条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、同項中「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(役員に対する報酬)

第16条 役員には、報酬を支給することができる。

2 報酬を受ける役員、報酬の額等については、総会において別に定める。

## 第4章 顧問

(顧問)

第17条 この法人には、必要に応じて顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の基本的な事項について会長の諮問に応じ、及びこの法人の会議に出席して意見を述べることができる。

(顧問に対する報酬)

第18条 顧問には、報酬を支給することができる。

2 報酬の額等については、会長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第5章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

2 賛助会員は、総会に出席して意見を述べるることができる。ただし、表決には加わることはできない。

3 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第21条 総会は、この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を審議し、議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第22条 通常総会、毎年1回以上開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき。
  - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。
  - (3) 民法第59条第4号の規定に基づいて、監事から招集の請求があったとき。
- 3 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事の4分の1以上から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったとき。

#### (招 集)

第23条 会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の場合には請求の日から2週間以内に、同条第3項第2号の場合には請求の日から7日以内に会議の招集をしなければならない。
- 3 総会を招集するには、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開会の日の7日前までに会員に対して通知しなければならない。

#### (議 長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選任する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

#### (定足数)

第25条 会議は、総会においては正会員の、理事会においては理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

#### (議 決)

第26条 会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員又は理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は正会員又は理事として議決に加わることはできない。

#### (書面議決書)

第27条 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は会議の他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

#### (議事録)

第28条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所

- (2) 正会員又は理事の現在数
  - (3) 会議に出席した正会員の数又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過の概要及びその結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第6章 資産・事業計画等

### （資産の構成）

第29条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 負担金及び拠出金
- (5) 寄附金品
- (6) 事業に伴う収入
- (7) 資産から生じる収入
- (8) その他の収入

### （資産の管理）

第30条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て定める。

### （会計年度）

第31条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### （事業計画及び収支予算）

第32条 この法人の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、理事会の審議を経たうえで、総会の議決を得た後、熊本県知事の承認を受けなければならない。

- 2 年度開始前に予算が成立しないときは、新たな予算が成立する日まで前年度の予算を執行するものとする。
- 3 前項の規定により予算を執行した場合における収支は、新たな成立した予算に基づいた収支とみなす。
- 4 会長は、第1項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、総会の議決を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(事業報告及び収支決算)

第33条 この法人の事業報告及び収支決算は、会長が作成し、監事の監査及び理事会の審議を経たうえで、総会の承認を得なければならない。

## 第7章 事務局

(事務局)

第34条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。
- 4 前項の場合において、事務局長の任免に当たっては、あらかじめ理事会の議決を得なければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、事務局の組織、運営等に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を得て別に定める。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会において出席正会員（委任出席を含む）の3分の2以上の同意を得、かつ、熊本県知事の許可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第36条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

- 2 民法第68条第2項第1号の規定による総会の決議に基づいて解散する場合は、総正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、熊本県知事の許可を得なければならない。
- 3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、熊本県知事の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ他の公益法人等に寄附する。

## 第9章 雑則

(委任)

第37条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を得て別に定める。

附則

- 1 この定款は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第12条第1項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成3年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第31条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成2年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第32条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成2年4月1日から施行する。  
(平成2年2月27日 臨時総会議決に基づく部分)

附 則

- 1 変更後の定款は、平成3年6月28日から施行する。  
(平成3年5月29日 通常総会議決に基づく部分)  
(定款変更認可の日以降の日となる)

附 則

- 1 この定款は、平成4年7月30日から施行する。  
(平成4年5月26日 通常総会議決に基づく部分)  
(定款変更認可の日以降の日となる)

附 則

- 1 この定款は、平成6年6月16日から施行する。  
(平成6年5月19日 通常総会議決に基づく部分)  
(定款変更認可の日以降の日となる)

附 則

- 1 この定款は、平成7年6月7日から施行する。  
(平成7年5月19日 通常総会議決に基づく部分)  
(定款変更認可の日以降の日となる)

附 則

- 1 この定款は、平成8年2月1日から施行する。  
(平成8年1月16日 臨時総会議決に基づく部分)  
(定款変更認可の日以降の日となる)

附 則

- 1 この定款は、平成8年6月6日から施行する。  
(平成8年5月21日 通常総会議決に基づく部分)  
(定款変更認可の日以降の日となる)

附 則

この定款は、平成10年6月18日から施行する。  
(平成10年5月21日 通常総会議決に基づく部分)  
(定款変更認可の日以降の日となる)

附 則

- 1 この定款は、平成11年6月17日から施行する。  
(平成11年5月21日 通常総会議決に基づく部分)  
(定款変更認可の日以降の日となる)

附 則

この定款は、平成14年6月11日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年6月30日から施行する。

附 則

この定款は、平成23年7月1日から施行する。